

術科訓練の安全管理に関する要綱の制定について

発出年月日：昭和50. 6. 28

文書番号：沖例規教1

公表範囲：全文

改正 平成9. 4 沖例規教3

術科訓練に伴う受傷事故の防止及び保健管理の適正等安全管理体制を整備するため、沖縄県警察教養に関する訓令（平成9年沖縄県警察本部訓令第2号）に基づき、術科訓練の安全管理に関する要綱を別添のとおり制定し、昭和50年7月1日から実施することにしたので、運用に誤りのないようになされたい。

別添

術科訓練の安全管理に関する要綱

第1 目的

この要綱は、沖縄県警察教養に関する訓令第7条第3項に基づき、術科の訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もつて安全、かつ、積極的な術科の訓練の推進を図ることを目的とする。

第2 術科安全管理委員会

1 安全かつ効果的な術科訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 警務部長

委員 警務課長、厚生課長、教養課長、監察課長、監察官、機動隊長、警察学校長

第3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について、調査及び研究を行う。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 安全管理の措置基準の制定に関すること。
- (3) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
- (4) 安全教育の実施計画の策定に関すること。
- (5) 安全意識の高揚に関すること。
- (6) その他安全かつ効果的な術科の訓練を推進するために必要な措置に関すること。

第4 会議

1 委員会は、委員長が必要と認めるとき開催するものとする。ただし、重大な事故が発生したときは、その都度開催するものとする。

2 委員会は、第3条に規定する調査、及び研究に関し、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第5 庶務

委員会の庶務は、教養課において行う。

第6 術科安全管理者

- 1 術科訓練の安全管理を推進するため警察本部及び警察署に術科安全管理者を置く。
- 2 術科安全管理者は、本部にあつては教養課長、機動隊長、警察学校長とし、警察署にあつては署長とする。

第7 術科安全管理者の任務

術科安全管理者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 安全管理の措置基準の実施及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態は握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚の実施に関すること。
- (5) その他委員会が指示する事項に関すること。

第8 術科指導員

術科指導員は、安全管理の措置基準を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い、訓練の指導に当たらなければならない。

第9 術科訓練者の心構え

術科訓練を受ける者は、術科の訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科訓練指導員の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制ある訓練を行わなければならない。

第10 受傷事故発生時の報告

所属長は、術科訓練を伴う受傷事故が発生したときは受傷程度の軽重にかかわらず、速やかに別記様式により報告しなければならない。

様式等省略